

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第242号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諒問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年7月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R5.7月5日付けグ第3011号及びR5.7月6日付けグ第3012号に関する（拒否決定書）の関する書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年7月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「『令和5年6月21日付け及び令和5年6月22日付け「公文書公開請求」に対する「請求拒否決定」について』の立案文書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、公文書公開請求者の住所、氏名及び電話番号を条例第8条第1号に該当するとして非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年7月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諒問

令和6年8月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

### 2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類（H13時に国定公園の解状した）○○建設時に解状したものであり、その時瀬戸内法、環境保全協定とか特定施設許可とか県に題した書類に基づき土砂搬入及び搬出する時の申請書（許可書）を出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、対象として「R5.7月5日付け第3011号及びR5.7月6日付け第3012号に関する（拒否決定書）の関する書類全部」の公開を求めていることから、実施機関は、本件請求の対象となる公文書として、本件公文書のうち、条例第8条第1号に該当する非公開情報を除いて、保有する全ての公文書について公開することとした。

なお、実施機関は、本件請求の対象となる公文書に記載された情報のうち、公文書公開請求者の住所、氏名及び電話番号については、条例第8条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）」に該当し、かつ、ただし書により非公開とすべき情報には該当しないものと判断した。

審査請求人は、審査請求書に、「審査請求の理由」として、「本来あるべき書類（H13時に国定公園の解状した）○○建設時に解状したものであり、その時瀬戸内法、環境保全協定とか特定施設許可とか県に題した書類に基づき土砂搬入及び搬出する時の申請書（許可書）を出せ。」と記しているが、本件請求とは異なる公文書を求めるものであり、本件処分の妥当性に影響を及ぼすものではない。

## 第5 審査会の処理経過

本事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 8月27日	諮問
令和7年 8月27日 第3部会（第23回）	審議
同 年 9月25日 第3部会（第24回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、審査請求書において、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、実施機関が特定した公文書に不足があるとして、公文書の特定について争っていると解されるが、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請

求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、実施機関が特定した公文書には特段の不足はない。

したがって、実施機関の公文書の特定について不合理な点はないため、実施機関が特定した公文書のうち非公開とした部分について、当該非公開とした部分が条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するかどうかを、以下検討することとする。

## 2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開したことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	